

防火管理に関する講習の実施細目

(昭和六十二年一月二十三日)

(消防庁告示第一号)

改正 平成二二年一二月一四日消防庁告示第一八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三第四項の規定に基づき、防火管理に関する講習の実施細目を次のとおり定める。

防火管理に関する講習の実施細目

第一 講習事項及び講習時間

防火管理に関する講習は、次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ、甲種防火管理新規講習にあつては同表の中欄に、乙種防火管理講習にあつては同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講 習 事 項	講 習 時 間	
防火管理の意義及び制度	二時間	一時間
火気管理	二時間	一時間
施設及び設備の維持管理	二時間	一時間
防火管理に係る訓練及び教育	二時間	一時間
防火管理に係る消防計画	二時間	一時間

第二 講習事項の一部免除

甲種防火管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第六項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	防火管理の意義及び制度
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者	

第三 講習の日時、場所等の公示

講習を実施する者は、講習の日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

附 則

この告示は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二二年一二月一四日消防庁告示第一八号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第一に規定する甲種防火管理講習又は乙種防火管理講習の課程を修了している者は、それぞれこの告示による改正後の第一に規定する甲種防火管理新規講習又は乙種防火管理講習の課程を修了している者とみなす。

3 消防法施行規則第四条の二の十三第三号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成二十年消防庁告示第十四号）第一第一号に規定する者は、第二の消防法施行令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者とみなす。